

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	3

告示

- 救急病院の認定(七九・医務事業課)……………1
- 保安林の指定の予定(八〇・森林整備課)……………1
- 宅地建物取引業者の所在及びその事務所の所在地の不確知(八一・秋田地域振興局建設部)……………3

公告

山本郡	三種町	下岩川	卯ノ沢	田ノ沢	四の一	九・七四一九	九・七四一九	九・七四一九	指定の目的	伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	四の二	四・九〇七四	四・九〇七四	四・九〇七四	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)			
〃	〃	〃	〃	〃	四の三	〇・八五四一	〇・八五四一	〇・八五四一	土砂の流出の 防備	伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	二〇	九・一三五八	九・一三五八	九・一三五八	干害の防備	伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の一	〇・六八四三	〇・六八四三	〇・六八四三		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の二	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の三	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の六	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の七	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の八	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件
〃	〃	〃	〃	〃	一五の二〇	〇・六八一二	〇・六八一二	〇・六八一二		伐採種別 標準伐期齢 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの 立木の伐採の限度	立木の伐採の方法	指定 施 業 要 件

告示

- 県営土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部)……………3
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(一四)……………3
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一五)……………4
- 政治団体の解散の届出(一六)……………5
- 政治団体の収支に関する報告書(一七)……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(一八)……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一九)……………6
- 公安委員会告示
- 雑踏警備業務に係る検定の実施(二七・生活安全企画課)……………7
- 漁業法による採捕の制限(二)……………7

海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

公告

- 秋田県告示第七十九号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一

秋田県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項及び第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目 十七番二十三号	平成二十四年二 月二十日

条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 その他の政治団体
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木斌次郎後援会	鈴木礼一	鈴木美喜雄	潟上市天王字羽立百七十五	平成二十一年一月六日
とざわ祐一後援会	兎澤祐一	茂木悟	鹿角市花輪字柴内太田谷地十七一六	〃
畠山かねみ後援会	畠山誠夫	畠山健正	南秋田郡八郎潟町字一日市二十九番地	平成二十一年一月八日
渡部聖一聖風会	渡部聖一	加賀亮三	由利本荘市中梵天七十七一五	平成二十一年一月九日
後藤たかし後援会	後藤健	阿部義人	大仙市刈和野字小野四十五一	平成二十一年一月十五日
渡部聖一後援会聖友会	金湖敏章	本間論	由利本荘市本田仲町三十一	平成二十一年一月十九日
ほそや洋造後援会	小林勝征	俵谷庄一	大仙市神宮寺字家後四十三一六	平成二十一年一月二十三日
栗山尚記後援会	高田正蔵	山崎豊	鹿角市花輪字下花輪百六十八一 二 新町商店街振興組合内	平成二十一年一月二十六日

秋選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十一年一月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
民主党秋田県参議院選挙区第1総支部	菊地陽子	後藤健	平成二十一年一月十六日
自由民主党秋田市支部	工藤四郎	小林和雄	平成二十一年一月二十二日
自由民主党秋田県支部連合会	鈴木洋一	津谷永光	平成二十一年一月二十九日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		内 容		届出年月日
政治団体の名称	政治団体の名称	代表者	代表者	代表者	代表者
松浦大悟事務所	松浦大悟事務所	丹内 モモコ	後藤 健	未来への決断を支える会	平成二十一年一月六日
すずき洋一後援会	代表者	戸田 直人	西村 常三郎		平成二十一年一月七日
渡部幸男後援会	会計責任者	渡部 健	榎山 祐二郎		〃
全国小売酒販政治連盟秋田県支部	主たる事務所の所在地	F 秋田市保戸野通町五―三十一 北都銀行通町支店2	秋田市大町五丁目四番十号 北都銀行秋田支店二階		平成二十一年一月十四日
たかお後援会	代表者	工藤 鶴蔵	菊池 章		平成二十一年一月十六日
松浦大悟事務所	会計責任者	菊地 陽子	丹内 モモコ		〃
高橋謙後援会	会計責任者	丹 健一	大沼 新一		平成二十一年一月二十九日

秋選管告示第十六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年一月一日から同月三十一日まで
一 その他の政治団体

の間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
ふじがき宏秋後援会	上 村 清 一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年一月五日
柳田弘矢高町後援会	佐 藤 清 圓	平成二十年十二月二十四日	平成二十一年一月九日
21世紀の会	石 井 亥 治	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年一月十四日
伊藤祐耕後援会	伊 藤 勲	平成二十年十二月三十日	平成二十一年一月二十一日
大里祐一後援会	大 里 祐 一	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年一月二十二日

秋選管告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 柳田弘矢島町後援会(平成20年分)

報告年月日 平成21年1月9日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

政治団体からの寄附

合計

政治団体の名称 21世紀の会(平成20年分)

報告年月日 平成21年1月14日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

その他の収入

合計

(イ) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合計

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称

報告年月日

ふじがき宏秋後援会(平成20年分)

平成21年1月5日

伊藤祐耕後援会(平成20年分)

平成21年1月21日

大里祐一後援会(平成20年分)

平成21年1月22日

秋選管告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	称		
兎澤 祐一	鹿角市議会議員	とざわ祐一後援会		兎澤 祐一	平成二十一年一月六日
渡部 聖一	由利本荘市長	渡部聖一聖風会		渡部 聖一	平成二十一年一月九日
後藤 健	大仙市議会議員	後藤たかし後援会		後藤 健	平成二十一年一月十五日

秋選管告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	資金管理団体		届出年月日
				内	新	

松浦大悟	参議院議員	松浦大悟事務所	資金管理団体 名 称	松浦大悟事務所	未来への決断を支える会
齊藤光喜	湯沢市長	齊藤光喜後援会	公職の種類	湯沢市長	湯沢市議会議員

公安委員会告示二

秋田県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成21年2月24日

秋田県公安委員会委員長 柴田 寛 彦

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級
検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級
- 2 実施日時
平成21年5月25日（月）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- 4 定員
30人（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）
- 5 受検資格
（1）秋田県内に住所を有する者
（2）秋田県内の営業所に属している警備員
- 6 受検申請手続
（1）受付期間
平成21年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前9時から午後5時まで
（2）申請場所
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- （3）提出書類
ア 検定申請書 1通
イ 秋田県内に住所を有する者については、住所地在を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）
ウ 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあっては、当該営業所に属していることを疎明する書面

エ 写真 2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

（4）その他

検定申請書の提出は、申請者又はその委託を受けた者によることとする。

手数料
13000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

（1）学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（2）実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

（1）検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

（2）検定に際しては、受検票及び筆記用具を持参し、検定を受けやすい服装とすること。

（3）検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111内線3043～3045）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

県漁業調整委員会告示

秋田海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、秋田県沖合海域における動力漁船（総トン数5トン未満の船舶に限る。）によるいかつり漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成21年2月24日

秋田海区漁業調整委員会会長 加藤 和夫

（操業期間）

1 いかつり漁業の操業期間は、5月1日から翌年2月末日までとする。

（操業の承認）

2 いかつり漁業を営もうとする者は、別に定めるいかつり漁業指示取扱要領により船舶ごとに秋田海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）の承認を受けなければならない。（承認の有効期間）

3 前号の承認の有効期間は、秋田県内に住所を有する者にあつては3年以内（許可の日から平成24年2月29日まで）、秋田県外に住所を有する者にあつては1年以内（許可の日から平成24年2月29日までの各年2月末日まで）とする。

（根拠地（陸揚港））

4 根拠地（陸揚港）は、次の中から2港以内を選定するものとする。ただし、県内に住所を有する者はこの限りではない。

八森港 船川港（樅港を含む。） 秋田港 平沢港 金浦港（船団の編成等）

5 （1）第2号の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、都道府県または漁業協同組合ごとに船団を編成しなければならぬ。

（2）船団の責任者は、速やかに、船団名簿及びその事務所の所在地を本委員会に届け出なければならない。当該届出事項に変更があつた場合でも、同様とする。

（漁獲成績報告書の提出）

6 操業者は、漁期終了後、速やかに、漁獲成績報告書を本委員

会に提出しなければならない。

(操業上の制限)

7 操業の場合、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 漁獲物は、本委員会が承認した根拠地（陸揚港）以外の地に陸揚げしてはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 集魚灯の光力は、合計180キロワットを上限值とする。

(3) 定置網の周囲2,000メートル以内において操業しないこと。

(4) 他種漁業の操業を妨げないこと。

(5) 操業期間中承認章旗及び標識を当該船舶の見やすい箇所に掲示するとともに、承認証を船内に備え付けておくこと。

(6) 操業協定及び漁獲物等の処理については、秋田県いかつり漁業協会と協議すること。

(7) 漁業の秩序を維持し、本漁業の安定向上を図るため、秋田県いかつり漁業協会が本委員会と協議のうえ取り決めた事項を遵守すること。

(指摘事項等の遵守)

8 操業者は、前号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めで指摘した事項を遵守しなければならない。

(指摘違反に対する取扱い)

9 漁業秩序の確立を図るため、前号の指摘に違反した漁船があった場合には、承認を取り消すことがある。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、平成21年 4 月 1 日から平成24年 2 月 29 日までとする。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄